

第 153 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

平成 30 年 5 月 11 日開催

南 部 町 農 業 委 員 会

第 153 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 平成 30 年 5 月 11 日 (金) 午後 2 時 04 分

2. 閉会年月日 平成 30 年 5 月 11 日 (金) 午後 2 時 23 分

3. 開催場所 中央公民館 町民室

4. 出席委員 (15 人)

会 長	1 番 赤 石 敏 文	
会長職務代理	10 番 中 村 文 男	
委 員	2 番 石 橋 薫	3 番 堀 内 重 男
	4 番 砂 庭 周 平	5 番 工 藤 信 仁
	6 番 佐々木 一 雄	7 番 三 浦 恵美子
	9 番 滝 田 信 彦	11 番 河守田 雄 一
	12 番 野 田 清 八	13 番 山 田 憲 幸
	14 番 川守田 雄 一	15 番 梅 内 勝 治
	16 番 奥 瀬 修 一	

5. 欠席委員 (1 人)

欠席者 8 番 松 村 範 明

6. 会議書記

事務局長	松 橋 悟
班 長	小田原 孝治
総括主査	佐 藤 弓 孔

7. 会議日程

日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	報告第 1 号 使用貸借合意解約書の受理について
日程第 5	議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 6	議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
日程第 7	議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
日程第 8	議案第 9 号 農地利用配分計画案に関する意見について
日程第 9	議案第 10 号 別段の面積の設定について

事務局長	<p>ただいまから、第 153 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、赤石会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
赤石会長	<p>本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。 さっそくですが、議事に入りますので、よろしく申し上げます。</p>
事務局長	<p>本日の出席委員は 16 名中 15 名で、委員定足数に達しておりますので、第 153 回総会は 成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとな っておりますので、以降の議事の進行は赤石会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 04 分)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。</p> <p>13 番 山田憲幸 委員</p> <p>14 番 川守田雄一 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思えます。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。</p> <p>次に、日程第 3 諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第 4 報告第 1 号「使用貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。 報告の朗読と説明を求めます。</p> <p>小田原班長</p>
小田原班長	<p>それでは、報告第 1 号について、ご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法により使用貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意によ る解約書を受理したので、報告するもので、1 件であります。</p> <p>農地の所在、地目、面積、貸付人及び借受人の住所・氏名は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は 平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まででした。</p>

<p>議 長</p>	<p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日及び土地の引渡しの時期は平成30年3月29日で、合意解約の条件は「なし」であります。 以上で説明を終わります。</p> <p>次に、日程第5 議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。 小田原班長</p>
<p>小田原班長</p>	<p>議案第6号について、説明いたします。 農地法第3条の規定による許可申請は1件で、所有権の移転に関するものです。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p> <p>農地調査の結果について、説明を求めます。 滝田信彦 調査員</p>
<p>滝田調査員</p>	<p>9番 滝田から説明いたします。 去る4月27日、河守田委員と中央公民館において、議案第6号及び議案第7号について、調査を行いましたので説明します。 議案第6号についてですが、農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。 番号1番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。 調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第6号について、ご異議ありませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認めます。 議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第6 議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 小田原班長</p>

小田原班長	<p>議案第7号について、説明いたします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請は2件です。</p> <p>番号1番は賃貸借による権利の設定に関する件、番号2は使用貸借による権利の設定に関する件であります。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、ご参考ください。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明させていただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>滝田 調査員</p>
滝田調査員	<p>議案第7号について、農地法第5条第2項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人及び譲受人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の申請理由は、借受人が建設資材置場として利用するため、貸付人から申請地を借り受けるものです。</p> <p>番号2番の申請理由は、借受人が自己住宅を建築し転居するため、貸付人から申請地を借り受けるものです。</p> <p>調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>小田原班長</p>
小田原班長	<p>番号1番について、補足いたします。</p> <p>申請地の位置ですが、南部・沖田面地区で、南部町役場南部分庁舎から北東約320mの距離にあり、住宅及び農地等が混在する集落内に位置しており、申請地の東側及び南側は宅地、北側及び西側は小集団の田となっています。</p> <p>農地区分については「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連担している区域」と認められることから、第3種農地と判断されます。</p> <p>第3種農地の転用は、許可することができることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>次に番号2番について補足いたします。</p> <p>申請地の位置ですが、福地・杉沢地区で、南部町役場本庁舎から南東約4kmの距離にあり、住宅地及び農地の混在する集落に接続しています。申請地の北側及び南側は畑、東側は及び西側は宅地となっています。</p>

小田原班長	<p>農地区分については「おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」と認められることから、第 1 種農地と判断されます。</p> <p>第 1 種農地の転用は、原則として認められませんが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される区域」と判断されることから、例外的に許可することができるものであり転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>以上、補足説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第 7 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 7 号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第 7 議案第 8 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>ここでは、1 4 番 川守田雄一 委員の関係している事案が含まれていますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 1 5 分退席)</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>小田原班長</p>
小田原班長	<p>議案第 8 号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、8 件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は田、期間は 9 年 10 ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p>

小田原班長	<p>番号2番の利用目的は田、期間は9年10ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号3番の利用目的は田、期間は9年10ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号4番の利用目的は田、期間は4年10ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号5番の利用目的は畑、期間は17年1ヶ月、10a当たりの賃借料は年額26,631円です。</p> <p>番号6番の利用目的は田、期間は2年10ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号7番の利用目的は田、期間は2年10ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号8番の利用目的は田、期間は10年、10a当たりの賃借料は年額3,688円です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>議案第8号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第7 議案第8号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>ここで、川守田雄一 委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時18分着席)</p> <p>次に、日程第8 議案第9号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原班長</p>
小田原班長	<p>議案第9号について、説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による案件は1件です。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の規定に基づき、「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、所有者の氏名・住所、権利の設定を受ける者の氏名・住所、利用目的、存続期間、支払方法は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の利用目的は田、存続期間は平成30年5月12日から平成40年5月11日までの10年間、10a当たりの賃借料は、年額3,688円です。</p>

小田原班長	<p>以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>議案第 9 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 8 議案第 9 号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 9 議案第 10 号「別段の面積設定について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原班長</p>
小田原班長	<p>議案第 10 号について、説明いたします。</p> <p>平成 21 年 12 月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積として設定できることになりました。</p> <p>現在、南部町の別段の面積は、平成 22 年 1 月に設定した「町全体で 20 アール」ということで定めております。</p> <p>農業委員会では、毎年、下限面積（別段面積）の設定又は修正の必要性について検討することとなっていることから、別段の面積について、次のとおり提案いたします。</p> <p>現行の別段の面積 20 アールの変更は行わない。</p> <p>その理由は、新規就農者等の受け入れの促進により、農地の有効利用を図る観点から、耕作意欲のある者の参入を促し、遊休農地の解消及び発生防止に資するためです。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>議案第10号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第10号「別段の面積設定について」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第153回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時23分)</p>
-----	---

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年5月11日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員